補助金調書

補助金名	福岡市子どもの夢応援事業補助金				担当課 (連絡先)		局こども政策部こども健全育成課 EL 092-711-4188)	
交 付 先	□ 団体		子ども会育成会等の各種 育成団体		区分		その他の補助金	
交付先決定方法	□公募		公募の場合) 公募時期 (ただし、末日			4月1日~5月31日 日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日まで)		
(公募の場合) 応募要件	次のいずれにも該当するもの (1)地域で子どもを健全に育むことを目的とした団体又は地域の子どもの団体である。 (2)代表者が成年者である団体である。 (3)小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体である。							
(非公募の場合) 非公募の理由								
補助開始年度	平成14 年	年度	経過年数	22	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 子どもの社会性や自律性の育成及び地域で子どもを育む活動の活性化。 【対象事業】 子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援する事業。							
補助金の終期	令和6 生	年度	延長回数	2	回			
終期を延長する 理由	当該団体の活動は、本市の青少年の健全育成に寄与しており、かつ、事業の性質上継続的な取り組みが必要であることから、補助金の継続が必要であると認められるため。							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	【対象経費】 補助対象事業の実施に要する経費とする。 ただし、以下に定める経費区分及び内容等については、補助対象外。 (1)人件費 (2)団体の直接的な運営費 (3)活動内容自体の委託費 (4)工事請負費 (5)備品購入費 (6)入場料 (7)食糧費 ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代等は1人当たり500円以内 (講師等は1人当たり1,000円以内)、茶菓代等は1人当たり200円以内の範囲で補助対象とし、事業総額の2割を限度とする。 (8)その他 その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費。 【算定方法】 当該事業費のうち補助対象経費の2/3以内とし、6万円を限度とする。							
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年	度	前々々年度	
		件		件	14	件	11 件	
	2,160 千円 (1,259) 千円 822 千円 660 千円							
前年度補助事業 の主な実施概要	子ども会育成連合会や青少年育成連合会等が実施した、体験学習や自然体験学習、地域世代間交流事業等。							
補助金交付による効果	子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援する事業へ助成することで、子どもの社会性や自律性の育成及び地域で子どもを育む活動の活性化に寄与している。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。 なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、 交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。